

各位

こども青少年局障害児福祉課長

平成 30 年度第 2 回指定前障害児通所支援事業所説明会の実施について（通知）

障害児通所支援事業所の開設を検討している法人に向け、事業への理解を深めるため、指定前障害児通所支援事業所説明会を実施します。

1 説明会開催予定日

平成 30 年 7 月 3 日（火） 9 時 30 分～11 時 30 分（予定）
神奈川県自治会館 3 階会議室（住所：横浜市中区山下町 75 番地）

2 指定前説明会の対象者

新しく指定を受けようとする障害児通所支援事業所の管理者（予定）、児童発達支援管理責任者（予定）、事務担当等

※管理者（予定）については、参加を必須とします。（児童発達支援管理責任者（予定）が決まっている場合には、できる限り参加をお願いします。）

※平成 31 年 2 月までに新規開所を予定している法人については、かならずご参加ください。

3 申し込み方法

平成 30 年 6 月 22 日（金）17 時 15 分までに下記のお申込みフォームから、参加申し込みを行ってください。なお、期日を過ぎたお申し込みは、一切お受けすることが出来ませんので、ご注意ください。

【申込みフォーム】

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=tusyo3006>

【申込必要書類】

① 必須提出書類

障害児通所支援事業所指定事前調査票
エクセルデータ又は PDF データで提出してください。

② 任意提出書類

別紙（事前調査票の設問 5、26 について 別紙 で回答する場合のみ）
ワード、エクセル、PDF データのいずれかで提出してください。

4 当日持参資料

「障害福祉情報サービスかながわ」の「横浜市からのお知らせ」のページに6月最終週に掲載を予定しています。一読の上、ご持参ください。

当日の資料配布の予定はありませんので、ご注意ください。

5 その他注意事項

- ・会場の都合上、説明会終了後は速やかに退席をお願いします。
- ・この指定前説明会は、保育所等訪問支援事業は対象外です。
- ・制度改正により指定基準・申請書類の変更が行われる場合がありますので、今回の説明会にご出席いただいた場合でも、平成31年3月以降の開所になる場合は、改めて直近の説明会への参加が必要です。

6 事業所指定について

障害児通所支援事業所指定を受けるためには、事業所は指定日前月の15日までに管理者、児童発達支援管理責任者等が市と面接（以下「指定面接」という）を行ったうえ、申請書類を提出することが必要です。指定面接以前に、市が開催する「指定前説明会」に管理者等が参加していることを指定の要件とします。

【事業者指定までのスケジュール】

日程	手続き
平成30年7月3日	<u>「指定前説明会」に参加（必須）</u>
指定日の前々月中旬	<u>指定前事前個別相談</u>
指定日の前々月下旬～前月上旬	指定面接
指定日の前月15日まで	申請書類の提出
指定日の前月末ごろ	（横浜市から指定書の送付）
指定日（1日付）	事業開始

※書類の不備、人員配置の不足等があった場合には、このスケジュールより遅れることがあります。

※指定前説明会は、年3回を予定しています。

担当：横浜市こども青少年局
障害児福祉保健課
柄、青木、笠木

電話：045（671）4278

神奈川県自治会館 地図



住所：横浜市中区山下町 75 番地

※会場の駐車場は利用できません。

ご来場の際は、以下の公共交通機関をご利用ください。

交通

- みなとみらい線「日本大通り駅」(出口3) 下車徒歩 5 分
- みなとみらい線「元町・中華街駅」(出口2) 下車徒歩 7 分
- 市営バス 横浜駅前(東口のりば) 発 桜木町駅(JR) 経由 8 系統、58 系統(磯子車庫前行) 「芸術劇場・NHK 前」下車
- JR「石川町駅」北口(関内寄り) 下車徒歩 12 分
- JR「関内駅」南口(石川町寄り) 下車徒歩 13 分
- 市営地下鉄「関内駅」(出口1) 下車徒歩 13 分